

企画県土警察常任委員会資料

(平成24年3月15日)

- 1 関西広域連合議会3月定例会及び関西広域連合委員会の概要について
【企画課】・・・・・・・・・・・・ 1ページ
- 2 平成24年度中山間地域振興行動指針（素案）について
【中山間振興・定住促進課】・・・ 3ページ

企 画 部

関西広域連合議会 3月定例会及び関西広域連合委員会の概要について

平成24年3月15日
企 画 課

平成24年3月3日（土）に開催された関西広域連合議会 3月定例会及びそれに先立って開催された関西広域連合委員会の概要は、次のとおりです。

1 関西広域連合議会 3月定例会

(1) 日時及び場所

日時 平成24年3月3日（土） 午後1時～
場所 大阪市内（大阪府立国際会議場）

(2) 3月定例会の概要

次の議案が、原案のとおり可決された。

- ア 関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の制定について
 - ・ 関西広域連合行政に係る基本的な計画（分野別広域計画等）を議決事件として定める条例を制定するもの
- イ 平成24年度関西広域連合一般会計予算について
- ウ 平成23年度関西広域連合一般会計補正予算について
- エ 関西広域連合手数料条例の制定について
 - ・ 関西広域連合の事務に係る手数料（通訳案内士登録関係手数料）の徴収に係る条例を制定するもの
- オ 関西広域連合行政手続条例の制定について
 - ・ 条例等に基づく処分及び届出並びに関西広域連合の機関が行う行政指導に関する手続に係る条例を制定するもの
- カ 関西広域連合広域計画の一部変更について
 - ・ 鳥取県及び徳島県の参加分野の追加に伴い、関西広域連合広域計画の区域等を変更するもの
- キ 関西広域連合行政に係る基本的な計画の策定について
 - ・ 分野別広域計画を策定するもの

2 第17回関西広域連合委員会

(1) 日時及び場所

日時 平成24年3月3日（土） 午前11時45分～
場所 大阪市内（大阪府立国際会議場）

(2) 委員会の概要

①北陸新幹線について

- ・敦賀以西の北陸新幹線のルート提案の基本方針と国から提案のあったフリーゲージトレイン導入の評価や対応方針について、次回委員会で併せて諮ることとした。
- ・ルート提案に係る費用対効果調査の最終とりまとめを4月に行う旨の報告があった。
- ・リニア中央新幹線のターミナル拠点等を関西全体で検討するべきと提案があり、関西広域連合に設置している「広域インフラ検討会」の検討テーマとすることとした。

②新名神高速道路の全線早期整備について

- ・着工見送り区の早期着工など、新名神高速道路の全線早期整備を求める緊急要望を行うこととした。

③和歌山大学大学院観光学研究科への博士課程設置について

- ・和歌山大学大学院観光学研究科への博士課程の設置について、広域観光振興の視点からも期待されることから、関西広域連合として文部科学大臣に要望することとした。

④報告事項

- ・公設試験研究機関の機器等を他府県企業が利用する場合の料金について、関西広域連合区域内企業（4月から産業振興分野に参加する鳥取県を除く。）に限り、自府県並みとする制度改正を4月1日から実施予定である旨の報告があった。
- ・四国知事会における国出先機関の移管の検討状況が報告され、平井知事が中国地方知事会でも広域連合を立ち上げる方向で検討を進めていることを報告した。
- ・今冬の節電状況とともに、4月には夏の電力需給の方向性を出したい旨の報告があった。

(3) 「原子力発電所に係る情報連絡及びエネルギー対策の促進に関する覚書」の締結

- ・関西広域連合委員会終了後、関西広域連合と関西電力(株)との間で覚書を締結した。

平成24年度中山間地域振興行動指針(素案)について

平成24年3月15日

中山間振興・定住促進課

中山間地域振興条例の規定に基づき策定している「中山間地域振興行動指針」の平成24年度版について、条例見直しの検討過程及び今議会での議論等を踏まえ、別添素案のとおり取りまとめ中ですので、ご報告いたします。

なお、本行動指針(素案)の内容は、現在調整中のものであり、今後、「次期中山間地域対策検討懇談会」等のご意見を伺いながら、3月中に成案としてまとめる予定です。

記

1 行動指針の策定について

(1) 策定の目的

中山間地域振興の基本的な方向性や進め方、重点的に取り組む施策等を明示し、県、市町村、県民等が連携・協力した取組を推進する。(平成21年度以降、毎年度策定)
＜策定の根拠＞

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例 第4条第1項(県の責務)

「県は、中山間地域において重点的に取り組む施策に関する行動指針を策定するなど、総合的な施策の推進に努めるものとする。」

(2) 平成24年度行動指針の特徴

- 中山間地域の厳しい現状に対応し、今議会に改正案を提案中の新たな中山間地域振興条例の下で、新たな中山間地域対策の積極的な展開、強力な推進を図るため、従来の行動指針を充実・刷新
- 新たに、今後5年間に取り組む中山間地域対策のイメージ(グランドデザイン)を「中山間地域対策の柱」として分かりやすく提示
- 条例改正、次期中山間地域対策検討懇談会による検討結果、条例見直し過程における関係機関等からの意見・提案等を反映

2 平成24年度行動指針の構成

第一章	行動指針の策定に当たって
	中山間地域の重要性、対策の必要性、行動指針の趣旨等
第二章	中山間地域振興の基本方向
1	中山間地域対策の柱【新規項目】
	次の条例見直し検討(28年度予定)までの5年間の対策の柱となる、中山間地域振興の基本的な方向性(グランドデザイン)
	<u>※中山間地域対策のイメージを分かりやすく明示するため新たに掲載</u>
2	中山間地域振興の基本方針【充実項目】
	今後の取組において特に重視すべき視点、各分野共通のキーワード等、中山間地域振興の基本的な取組方針
	<u>※条例改正に伴う新規項目を含めて記載内容を充実、取組方針を明確化</u>
第三章	知恵と力を集め、みんなで取り組む意義
	中山間地域振興における県の責務、市町村の役割、県民等の役割
第四章	中山間地域振興の推進体制
	中山間地域振興の取組を総合的に推進するための県の推進体制

第五章 重点的に取り組む施策【充実項目】

各分野において重点的に取り組む施策についての現状・課題、今後の取組（基本的な取組方針、施策展開の方向性）、主な目標指標
※条例改正に伴う新規項目を含めて記載内容を充実、施策展開の方向性を明確化

平成24年度の主な施策

平成24年度に実施予定の主な中山間地域振興施策の概要

3 平成24年度行動指針の主な内容

※以下、【追加】は条例改正に伴う追加項目、【強化】は条例改正に伴う強化項目

(1) 中山間地域対策の柱（第二章の1）

① 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる中山間地域の実現

多様な主体による支え合いの力を結集して、高齢者をはじめとする地域住民が住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続けられるよう、安全安心な生活環境を整備

② 地域の豊かな資源を活用した元気で活力ある中山間地域づくり

自然環境や歴史・文化等の中山間地域の豊かな資源や特性を活かして、地域産業の振興や都市との交流の促進を図るなど、活力ある元気な中山間地域づくりを推進

③ 中山間地域の豊かな自然環境や公益的機能の次世代への継承

中山間地域が有する豊かな自然環境の保全や、治山、治水、水源かん養等の公益的かつ多面的な機能の維持・強化を図り、次の世代に確実に継承

(2) 中山間地域振興の基本方針（第二章の2）

① 住民主役の地域づくり

地域づくりの主体である地域住民の自主的・主体的な取組を尊重し、強力に支援

② 支え合いの力の結集【強化】

住民同士のつながりや絆の強さを活かし、様々な主体による支え合いの力を結集

③ 豊かな地域資源の活用【追加】

豊かな自然環境等の資源を活用し、地域の特性を活かした特色ある取組を推進

④ 多機能・複合化の推進【追加】

分野を横断した連携・協力、小規模な事業を組み合わせたサービス展開、多機能の拠点施設づくりなど、様々な機能を組み合わせた複合的なサービス提供を推進

⑤ 安全・安心の確保、活力ある地域づくり

生活交通の確保、買い物環境の整備など、住民の安全かつ安心な定住環境を確保
農林業等の地域産業の振興、就業の場の確保等により活力ある地域づくりを推進

⑥ 公益的機能の維持

自然環境や農林地の保全等により、中山間地域の公益的な機能を維持・増進

⑦ 都市部との共生

都市部と中山間地域の価値・機能の相互理解、協力による均衡ある発展を推進

(3) 知恵と力を集め、みんなで取り組む意義（第三章）

① 県の責務

地域づくりに取り組む人材の確保・育成について、市町村の取組を支援【追加】

② 市町村の役割

地域づくりに取り組む人材の確保・育成を図ること【追加】

(4) 中山間地域振興の推進体制（第四章）

- ① 東部・八頭・中部・西部・日野地区中山間地域振興協議会【八頭地区に新設】
各地域における住民ニーズの把握、地域の実情にあった施策の検討・提案等
- ② 鳥取県中山間地域振興推進会議
部局を横断した庁内会議による各地区協議会からの提案を踏まえた施策検討等
- ③ 中山間地域へのサポート体制の構築【新たな取組】
 - ・各総合事務所県民局への地域づくりサポーター（県版集落支援員）の配置
 - ・環境大学等の教授等の派遣による地域づくりへの専門的な助言等
 - ・環境大学の教授等による専門的な研修など、研修体系の充実

(5) 重点的に取り組む施策（第五章）

- ① 安全・安心な定住環境の確保・充実に関する施策
 - ・生活交通の確保、情報通信環境の整備（持続可能な生活交通体系の確立等）
 - ・保健医療・福祉サービスの維持・充実（高齢者のサポート体制の強化等）
 - ・子育て環境の整備（地域ぐるみの特色ある子育ての推進等）
 - ・見守り・防犯活動の推進（高齢者の見守り体制の確立、犯罪被害防止等）
 - ・消防防災体制の強化【強化】（消防防災組織の確立、要援護者支援等）
 - ・買い物の利便性の向上【追加】（移動販売など買い物サービスへの支援等）
 - ・コミュニティビジネスの創出・展開【追加】（地域に不足するサービスの提供等）
- ② 集落機能の維持、集落活動の担い手に関する施策
 - ・地域づくり人材の確保・育成【強化】（集落支援員の配置促進、研修の充実等）
 - ・共に支え助け合う仕組みの構築（広域的な地域運営組織の活動支援等）
 - ・移住・定住者の増加【追加】（相談体制の充実、受入体制の強化等）
- ③ 伝統文化等の継承等に関する施策
担い手の育成、地域固有の伝統文化の保存・継承への支援等
- ④ 産業の振興に関する施策
 - ・農林業等の生産・販売体制の強化（市場性ある農林産物づくり、販路拡大等）
 - ・農林業等、商工業、観光業の連携（農商工連携の推進、新たな産業の創出等）
 - ・人材の育成、就業の場の確保（雇用創出の仕組みづくり、企業誘致等）
 - ・コミュニティビジネスの創出・展開【追加】（特産品づくり、農家レストラン等）
 - ・再生可能エネルギー源の利活用【追加】（小水力発電、木質バイオマス等）
- ⑤ 他地域との交流促進等に関する施策【強化】
グリーンツーリズムなど、各種ニューツーリズムの創出・展開等
- ⑥ 中山間地域と都市部との共生に関する施策
都市部地域との協定締結など、都市部等との相互連携・協力等
- ⑦ 公益的な機能の維持増進等に関する施策【強化】
鳥獣による被害の防止、自然環境・農林地の保全、里山の整備等

4 今後の進め方

- ・平成24年3月 次期中山間地域対策検討懇談会等の意見を踏まえて取りまとめ
- ・平成24年4月 各市町村、関係機関、庁内各部局、県民等に広く周知
- ・平成24年4月～ 改正条例、行動指針に基づき、新たな中山間対策を強力に展開